

令和四年度・事業計画（案）

社会福祉法人 コージー南国

1、経営方針

法人の基本理念に基づき、事業所を利用する利用者の意向、適正、障害特性、その他の事情を踏まえ、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。

2、運営方針

常に明るさと笑顔を忘れず、一人ひとりの個性があるがままに受け入れ、利用者の人格を尊重すると共に、個人の自己実現の支援及び社会活動への参加を促進するために、就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援の各サービスを提供する。

3、運営目標

- ① 利用者の主体性と意向を尊重した個別支援計画に基づいた支援をする。
- ② モニタリング及び担当者会議を、定められた期間内に実施する。
- ③ 6ヶ月毎の個別支援計画見直し再評価を実施する。
- ④ 支援記録を抜かりなく取る。
- ⑤ 研修を通して、職員の利用者支援に関する専門性を高める。
- ⑥ 利用者、家族、関係機関との連携(コミュニケーション)を大切にし、より良い支援につなげる。

4、令和4年度経営目標

◎ 年度目標

- イ、生活介護実人員を19名から20名にする。
- ロ、就労継続支援B型実人員を18名から20名にする。
- ハ、加算算定期を充実かつ維持する。

コーナー利用定員数

事業区分	定 員	現 員	目標員数
就労継続支援B型	20名	18名	20名
生活介護	20名	19名	20名
合 計	40名	37名	40名

5、職員体制

(2)職員の配置状況（常勤換算）

生活介護(人員配置=5：1)

職種	生活介護		指定基準
	常勤	非常勤	
管理 者		1 (兼)	1 以上
サービス管理責任者	1 (兼)		1 以上
医 師		1	1 以上
看 護 師		1	1 以上
生 活 支 援 員	5	2, 7	4 以上
事 務	1 (兼)	1	無し

就労継続支援B型(人員配置=7, 5：1)

職種	就労継続支援B型		指定基準
	常勤	非常勤	
管 理 者		1 (兼)	1 以上
サービス管理責任者	1 (兼)		1 以上
目標工賃達成指導員	1		1 以上
職 業 指 導 員	4		1 以上
生 活 支 援 員		1	1 以上
事 務	1	1	無し

6、個別支援計画実施体制

項目	実施時期	備 考
個別支援計画	4月・10月	3月・9月、利用者家族との面談実施
モニタリング	6月・12月	3月・9月、利用者家族との面談実施
支援会議	3月・9月	

(1) 基本姿勢

障害のある人達が、人としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう職員として次の事に留意しながら、ニーズに応じたサービスの提供に努める。

- ① 利用者一人ひとりをかけがいのない存在として大切にします。
- ② 利用者一人ひとりの個性・主体性・可能性を尊びます。
- ③ 利用者のいかなる差別・虐待・人権侵害も許さず、人としての権利を尊びます。
- ④ 利用者が年齢・障害の状態などに関わりなく、地域社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう適切なサービスを行い、支援します。
- ⑤ 職員として、専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者の自己実現に寄与できるよう努力します。
- ⑥ 障害のある人達が安全、安心に移動できるよう細心の注意を払います。特に送迎に関してドライバーは周りの状況を常に把握し、焦らず急がず安全運転に努めます。

7 職員資質の向上

イ 研修の実施

職務評価表に基づく職務評価を行い、キャリアパス・キャリアアップを図り職員の資質向上を目指すと共に、法人の信頼性を高める、

ロ、O F F J T 研修内容

- ① 職務の理解、② 尊厳の保持・自立支援、③ 支援の基本、④ 支援福祉サービスの理解、⑤ 支援サービスにおけるコミュニケーション技術、⑥ 知的障害の理解、⑦ 障害全般の理解 ⑧ 虐待防止について

実施月	研修科目	備考
5月	記録の取り方	日々の記録から個別支援計画遂行に係る記録等(サビ管より)
7月	虐待防止	虐待とはどういうことか、虐待とまではいかないが不適切な支援。 (虐待防止委員会より)
9月	発達障害を持つ人の支援について	発達障害を持つ人の特徴と支援方法について(外部講師)

11月	支援困難事例について	支援困難事例について個別支援計画を踏まえた討議
1月	個人の尊厳と支援のあり方(虐待防止と不適切な支援の解消に向けて)	コーポレート・コミュニケーションの基本方針と日々の支援の実際についての振り返り
3月	個別支援実践報告	就労B、生活介護一年間の実践報告及び利用者一人一人の支援報告

- ※ 参加型学習として他法人の事業所見学
- ※ 委員会の開催日(予定)、4月・7月・10月・1月
(必要に応じて変更することもあり得る)

9、防災訓練

年6回実施、実際の防災に備える。

訓練内容	実施月	備考
火災訓練	4月	消火・避難訓練
避難訓練	6月	風水害想定
地震訓練	8月	避難訓練
避難訓練	10月	風水害想定
火災訓練	12月	消火・避難訓練
地震訓練	2月	通報・避難訓練

10、事業別事業計画

コーポレート・コミュニケーションの支援体制

①日常生活訓練	利用者の心身の状態に応じ、日常生活に必要な訓練を行う。
②生産活動体験	運動機能の維持・向上・回復を目的とし、利用者の特性・能力に応じた生産活動を体験する事ができる。
③ 相談援助	利用者及び保護者からの相談については、職員が誠意をもって対応し、可能な限りの支援を行う。特に利用者からの相談については、利用者の言語理解力や会話力に応じた適切な方法でコミュニケーションを図り、可能な限りの支援を行う。

④ 健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録や看護師による適切なアドバイスを行う。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。
⑤ 介護・介助	適切な技術を持って利用者的心身の状態に応じて自立支援及び日常生活の充実の為の介護・介助を行う。
⑥ 送迎	自主通所が出来ない場合は希望により送迎を行う。
⑦ 余暇活動	ゆとりある日中活動にするため、適時に余暇活動を取り入れる。 (調理実習、カラオケ、ウォーキング、他)
⑧ 創作活動	主として生活介護サービス利用者を対象に、感性豊かな心を育むことを目的とし、個々に応じた活動を月数回程度実施する。
⑨ 訓練 (就労継続支援B型)	日常生活や生産活動を通じ、就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行う。
⑩ 職場実習 (就労継続支援B型)	事業所内実習・事業所外実習を行うことで一般就労に必要な知識や能力を身に付け、就労意欲の維持向上を目指す。

工賃の支給 について	<p>① 個別支援計画に基づいた支援を行い年2回 (前期:4月～9月 後期:10月～3月)の工賃査定を行う。</p> <p>② 生産活動を通じて発生した事業収入から、必要経費を差し引いた額を工賃として利用者に支給する。</p> <p>③ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。</p>
---------------	--

(1) 生活介護

イ、作業活動に意欲のある利用者には作業活動を通じて、働くことの大切さ(もの、を作り出す、形に仕上げることの達成感、満足感等)を得ると共に、物事への集中力をつける。

また作業を分業することによって利用者仲間と協力し合うことにより、協調

性を育み社会性を身につける。また、働いて成果を出せば報酬も得られるとの喜びを知る。

- ロ、また、作業に集中して取り組めない利用者、本人の意向が作業中心ではない利用者、情緒の安定等の支援が優先される利用者は、それぞれの個別ニーズに合わせた支援を行う。
 - ハ、生活支援課題に取り組むのみでなく、利用者個々人の好きなこと、趣味や希望など、本人の意向に沿ったサービスメニューも取り込んだサービスの提供に努める。
- ニ、利用者の一日・一週間・一ヶ月の過ごしの積み重ねを大切にして、その中で春・夏・秋・冬の季節を感じ取ることが出来る一年の生活に寄り添った支援に努める。
- ホ、利用者同士が声をかけることができる。利用者自らが日課に取り組めるよう、利用者主体の支援に努める。
- ヘ、地域との交流の機会を積極的に持てるよう、社会活動への参加に努める。

生活介護支援内容

時間帯・曜日	午 前	午 後
月 曜	ウォーキング・作業活動	音楽活動(カラオケ)
火 曜	ウォーキング・作業活動	アクタ(楽しく運動)
水 曜	ウォーキング・作業活動	本の読み聞かせ
木 曜	ウォーキング・作業活動	創作活動
金 曜	ウォーキング・作業活動	喫茶「コーデー」

(2) 就労継続支援B型

利用者の特性に応じた作業を提供すると共に収入増を図り、可能な限り工賃のアップを図る。

- イ、また、A型事業所・一般就労希望者には、適切な支援を行い、受け入れ事業所との連携を図り、A型事業所・一般就労の実現を図る。
- ロ、作業を主体に支援を行うと共に、作業の分業的取り組みを通して、利用者間の仲間意識の醸成を図り、互いに協調性が持てるよう支援する。
- ハ、余暇活動を、利用者自らが計画し実施できるよう支援する。

就労継続支援B型支援内容

作業内容	時期
ゆず皮のトリミング	通年
空き缶リサイクル	通年
野菜の袋詰め	通年

時間	就労支援B
8:00～	送迎・利用者出所
9:00～9:15	体操・朝礼
9:15～10:00	作業
10:00～10:15	休憩
10:15～12:00	作業
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～15:30	作業
14:50～15:20	スケジュール作成・出高表作成
15:30～15:45	掃除
15:45～16:00	終礼

（3）日中一時支援事業（市町村が実施する地域生活支援事業）

① 事業の目的

地域で生活する障害者（児）に対し、日中における活動の場を提供するとともに、利用者の家族や主支援者の一時的な負担軽減を図る。

また、地域で生活する障害者（児）が自立した日常生活を営むことができるよう自立生活に必要な訓練や生産活動の体験及び、必要な介護・介助などの支援を適切かつ効果的に行う。

② 利用者の受け入れ

- イ 特別支援学校の休日や長期休業日等に随時、日中一時支援の受入れを行う
- ロ 就労継続支援B型サービス及び、生活介護サービスの利用契約を前提とし

た体験利用として、日中一時支援の受け入れを行う。

- ③ 利用定員
4名までとする。
- ④ 登録先市町村
南国市・高知市・香美市・香南市
- ⑤ 運営規程、契約書、重要事項説明書、作成

(4) 相談支援事業

1 事業の基本方針

相談支援事業所コーポレートは、障害のある人たちの地域での自立した生活を支援していきます。特定相談支援事業（基本相談支援・計画相談支援）、障害児相談支援事業などの相談支援業務を行い、障害児・者の福祉の向上に寄与します。

2 運営

- (1) サービスと利用計画の作成や各サービスの利用申請等で利用者に不利益が生じることのないよう、事業を運営します。
- (2) 行政等が開催する会議及び研修会等に参加し、相談支援専門員の面接、計画立案、記録等の技術の向上を図るとともに、記録の方法・書式・情報の管理办法等、円滑に事業が行える環境の整備を行っていきます。
- (3) 相談支援事業所コーポレートを訪ねてこられた方の不安等を軽減し、迅速で必要な対応がとれるような運営に努めます。
- (4) 高知市より、「障害者福祉サービスの支援決定に係る調査業務委託」を受託します。

3 業務内容

(1) 特定相談支援事業

障害のある方の基本相談支援、計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行います。

(2) 障害児相談支援事業

障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助を行います。

4 通常の事業の実施地域

南国市、高知市、香美市、香南市及びその周辺市町村とします。

5 人員〔スタッフ〕 1名

管理者 1名（兼務） 相談支援専門員 1名（専任）

事務 1名（兼務）

6 保健衛生

年1回健康診断及び40歳以上で希望するものには生活習慣病予防検診を年1回実施します。

7 職員の資質向上

法人内の学習会への参加及び関係団体の開催する研修会等へ参加します。

8 防災・避難訓練

同一敷地内にある障害福祉サービス事業所コーポレーションの防災・避難訓練に参加します。

9 計画相談実施予定回数

	計画更新	モニタリング
予定回数	平均 月3件（1～5件）	平均 月11件（4～18件）

(5)共同生活援助事業

1. 運営基本方針

入居者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 緊急時他、必要に応じて障害福祉サービス事業所コーポレーション（生活介護・就労継続支援B型）がバックアップの役割を果たす。

2. 定員

5名（完全個室） 短期入所1名

3. 主な利用者

・知的障害者 ・精神障害者 ・難病患者等

4. 職員配置

以下の職員を配置し日常生活を支援するとともに、宿直体制及び土日の支援に取り組みます。

- (1) 管理者（常勤・兼務） 1名
- (2) サービス管理責任者（常勤・兼務） 1名
- (3) 世話人（常勤） 1名以上
- (4) 生活支援員（非常勤） 2名以上
- (5) 夜勤支援員（非常勤） 1名以上

5. 職員研修

- (1) 初任者研修を実施します。
- (2) 障害福祉サービス事業所コーディー（生活介護・就労継続支援 B型）の行う職員研修に参加します。
- (3) 関係機関が実施する研修会等に参加します
- (4) その他必要な研修を実施します。

6. 防災・避難訓練

障害福祉サービス事業所コーディーとともに防災・避難訓練を実施します。

7. 苦情解決態勢の実施

障害福祉サービス事業所コーディーとともに苦情解決態勢を取っていきます。

8. 虐待防止対策

職員に対して虐待防止対策を徹底する他、障害福祉サービス事業所コーディーとともに虐待防止の取り組みを実施します。

9. その他

その他、入居者の福祉増進に必要なことに取り組みます。

1.1. 嘱託医・協力医療機関

医療機関名	南国病院
医師名	中澤 宏之（主治医・嘱託）
所在地	南国市大塙甲 1479-3
電話番号	088-864-3137
診療科目	神経内科、精神科、消化器内科、内科、 リハビリテーション科、放射線科

入院設備	有り
------	----

12. コージーにおける各委員会の体制

(1) 苦情対策委員会

委員長	西村 昇（相談支援専門員）
委 員	長谷川真弓美・宗石慶子・中西 純
受付時間	9:00 ~ 16:00 (土・日・祝祭日を除く)
解決責任者	長谷川憲隆（所長）
第三者委員	河上 雅彦（高知県社会福祉士会） 中川亜佐子（社会福祉士・精神保健福祉士・） 長岡常男（医師（土佐希望の家））

※1階食堂にも苦情受付ボックスを設置

(3) 虐待防止委員会

委員長	長谷川真弓美（支援統括長）
委 員	宗石慶子・吉本澄雄・伊藤珠久・
開催回数	2ヶ月に1回

(4) 身体拘束防止委員会

委員長	長谷川真弓美（支援統括長）
委 員	正木一考・高石将太・武田理江・山崎真巳
開催回数	2ヶ月に1回

(5) 防災委員会

委員長	吉本澄雄（生活支援員）
委 員	高石将太・岡村和希・坂本有子・小林朱実
開催回数	四半期に1回

(6) 研修委員会

委員長	西村昇（相談支援専門員）
-----	--------------

委 員	宗石慶子・伊藤珠久・栗林眸・和田まゆ
開催回数	四半期に 1 回

(7) 広報委員会

委員長	長谷川憲隆（管理者）
委 員	森本紫乃・正木一考・山下美保・小林朱実・上田直輝
開催回数	四半期に 1 回

(8) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号
南国市福祉事務所 障害福祉係	南国市大塙甲 2301	088-880-6566
高知市役所 障害福祉課生活支援係	高知市本町 5-1-45	088-823-9378
香美市福祉事務所 社会福祉班	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3117
高知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-9007
高知県こども福祉政策部障害福祉課 (事業者担当)	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9635

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応する。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機：有 ・誘導灯：有 ・消火器：有 ・ガス漏れ報知機：有 ・非常通報装置：有 ・カーテン等は防炎性能のある物を使用。 ・(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
平時の訓練	別途に定める消防計画書により、年 6 回、避難・防災訓練を実施する。
消防計画	<p>消防署への届出日：平成 27 年 3 月</p> <p>防火管理者：吉本澄雄</p>
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入。</p> <p>加入保険会社名：株式会社損保ジャパン</p>

	加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
--	-------------------------------

年間行事予定表（2022年度）

障害福祉サービス事業所コーナー

行事日程	
4月	防災避難訓練・戸外活動
5月	戸外活動又は社会活動・職員研修
6月	防災避難訓練
7月	戸外活動・職員研修
8月	防災避難訓練・そうめん流し
9月	調理実習・職員研修
10月	戸外活動（バーベキュー）・防災避難訓練
11月	職員研修
12月	防災避難訓練・忘年会（カラオケ大会）
1月	新年会ランチ・職員研修
2月	調理実習・防災避難訓練
3月	映画鑑賞・社会活動・職員研修